

「認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラー 設置等実態調査」について（結果）

1 調査概要について

〔調査目的〕

長崎市の火災事故を踏まえ、スプリンクラーが未設置の認知症高齢者グループホームについて、設置しない理由、非常災害時の対策等の実施状況などを把握するため

〔調査対象〕

平成 25 年 2 月 22 日時点で介護保険の指定を受けている認知症高齢者グループホームのうち、スプリンクラー設備が未設置であって、棟単位で床面積が 275㎡未満の事業所

〔調査時点〕

平成 25 年 2 月 22 日現在

〔主な調査項目〕

訪問調査の概要/事業所の概要/スプリンクラー設備の未設置の理由等/非常災害対策等の実施状況/入居者の状況/職員の状況

〔調査方法〕

市町村の介護保険主管部局の職員が、調査対象の事業所へ訪問した上で、調査票を記入。なお、同時に、事業所に対する専門的な見地からの助言を行うため、可能な限り、消防本部（消防署）職員が同行して実施。

〔調査票の回収状況〕

	全数	回答数	回答率
調査対象事業所数	522	522	100.0%

2 主な調査結果（速報）について

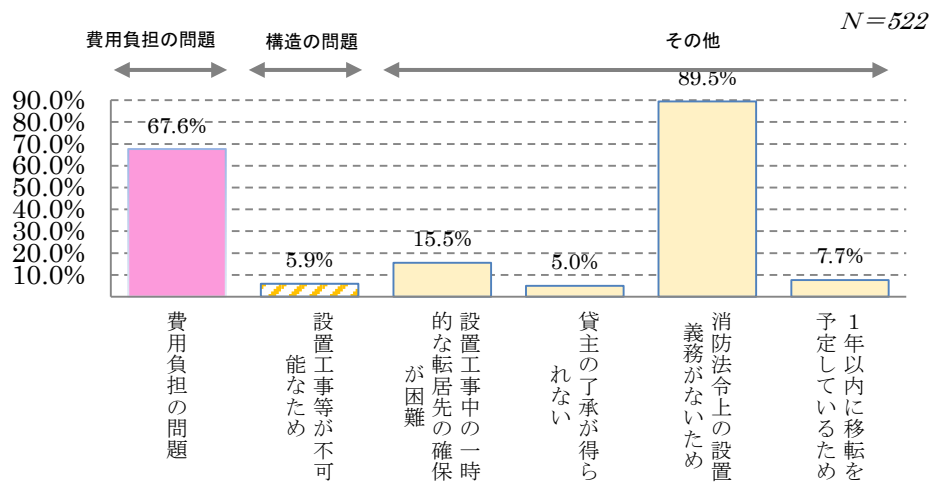
（1）事業所の概要

- ・ 調査対象事業所の数は 522 事業所となっている。
- ・ 法人種別の内訳は、「株式会社・有限会社」が 63.6%（332 事業所）、「社会福祉法人・医療法人」が 20.9%（109 事業所）、「特定非営利活動法人」が 13.4%（70 事業所）、「その他」が 2.1%（11 事業所）となっている。
- ・ 建物の構造別の内訳は、「木造」が 70.7%（369 事業所）、「RC造・鉄骨造」が 25.5%（133 事業所）、「その他」が 3.8%（20 事業所）となっている。
- ・ 建物の所有形態別の内訳は、「自己所有物件」が 60.2%（314 事業所）、「賃貸物件」が 39.3%（205 事業所）、「混合物件」が 0.6%（3 事業所）となっている。

（2）スプリンクラー設備が未設置の理由等

① これまでスプリンクラー設備が未設置の理由＜複数回答＞

- ・ 調査対象事業所が回答した未設置の理由は、「消防法令上の設置義務がないため」が 89.5%（467 事業所）と最も多く、次いで「費用負担の問題」が 67.6%（353 事業所）となっている。

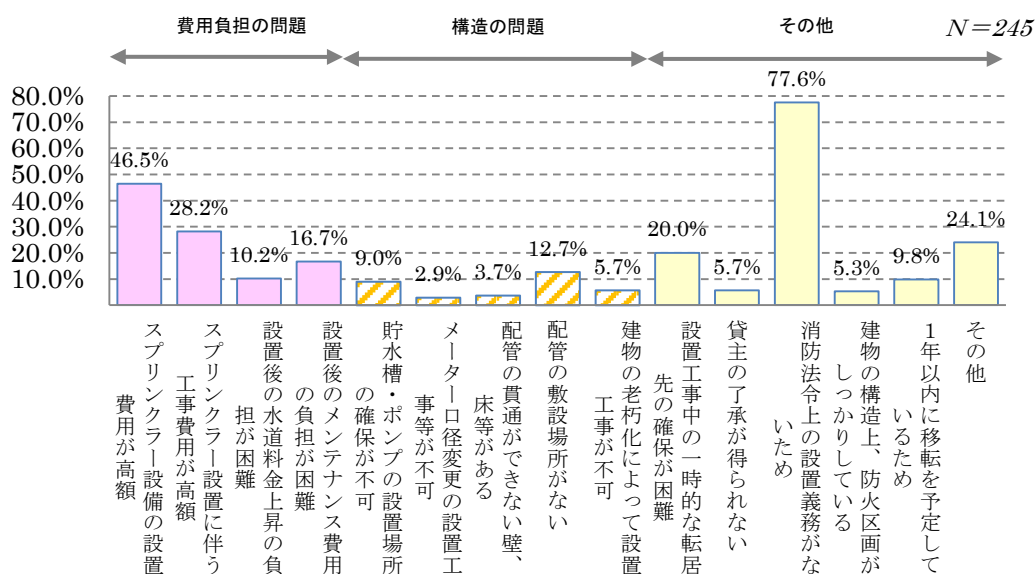


② 今後のスプリンクラー設備の設置予定

- ・ 今回の訪問調査の結果を受けて、調査対象事業所のうち、「今後設置する予定がある」と回答した事業所は 53.1%（277 事業所）となっている。
- ・ 今後設置する予定があると回答した事業所のうち、「平成 25 年度までに設置（平成 24 年度中含む）」と回答した事業所が 46.9%（130 事業所）、「具体的な時期は未定」と回答した事業所が 46.2%（128 事業所）、「平成 26 年度以降」と回答した事業所が 6.9%（19 事業所）となっている。

③今後もスプリンクラー設備の設置予定がない理由〈複数回答〉

- ・調査対象事業所のうち、「今後も設置する予定がない」と回答した事業所は46.9%（245事業所）となっている。
- ・今後も設置する予定がない理由は、「消防法令上の設置義務がないため」が77.6%（190事業所）と最も多く、次いで「スプリンクラー設置費用が高額のため」が46.5%（114事業所）、「スプリンクラー設置に伴う工事費用が高額のため」が28.2%（69事業所）となっている。



④高額であることを未設置の理由としている事業所の費用の見積額

- ・③においてスプリンクラー設備の設置費用（設置に伴う工事費用を含む。）が高額であることを未設置の理由としている事業所は117事業所となっている。
- ・そのうち回答があった事業所（82事業所）の費用の見積額（1㎡当たり）は、「20,000円以上25,000円未満」が24.4%（20事業所）と最も多く、次いで「15,000円以上20,000円未満」が23.2%（19事業所）となっている。

価格帯（費用÷面積（1㎡））	事業所数	構成割合
10,000円未満	3	3.7%
10,000円以上15,000円未満	12	14.6%
15,000円以上20,000円未満	19	23.2%
20,000円以上25,000円未満	20	24.4%
25,000円以上30,000円未満	13	15.9%
30,000円以上	15	18.3%
合計	82	100.0%

- ・高額であることを未設置の理由としている事業所のスプリンクラーの種類別の割合は、「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」が69.5%（57事業所）と最も多く、平均見積額は「パッケージ型自動消火設備」が最も高い。

	事業所数	構成割合	平均見積額
特定施設水道連結型スプリンクラー設備	57	69.5%	22,474円
パッケージ型自動消火設備	5	6.1%	25,643円
一般型スプリンクラー	20	24.4%	22,789円
合計	82	100.0%	

（3）非常災害対策等

① 指定基準において義務付けられている事項<複数回答>

- ・調査対象事業所のうち、非常災害対策に関する具体的計画を策定している事業所は94.4%（493事業所）、非常災害時の関係機関への通報・連携体制の構築がなされている事業所は96.7%（505事業所）、従業員に対する定期的な周知が図られている事業所は95.6%（499事業所）となっている。
- ・調査対象事業所のうち、定期的な避難訓練を実施している事業所は95.8%（500事業所）となっている。

② 指定基準において努力義務とされている事項等<複数回答>

- ・調査対象事業所のうち、避難訓練の際に、地域住民の参加を求めて行っている事業所は45.2%（236事業所）、消防機関が関与している事業所は78.2%（408事業所）となっている。
- ・調査対象事業所のうち、非常時における避難誘導等の協力を地域住民にお願いしている事業所は79.5%（415事業所）、夜間の避難に関する訓練も実施している事業所は67.4%（352事業所）、運営推進会議の開催にあたって消防関係者に出席又は議題によって随時協議した事業所は40.2%（210事業所）となっている。

（4）入所者の状況

- ・調査対象事業所における入居者（4,440人）のうち、事業所が「自力で避難が困難な者」と回答した人数は49.9%（2,214人）となっている。

(5) 職員の状況

- ・ 調査対象事業所における夜間の職員の体制については、ほとんどが指定基準上の最低限の配置となっている。
- ・ 1ユニットの事業所（489事業所）のうち夜間の職員を1人配置している事業所は96.9%（474事業所）となっている。
- ・ 2ユニットの事業所（32事業所）のうち夜間の職員を2人配置している事業所は90.6%（29事業所）となっている。